

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成27年12月4日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上柳原町複合店 北上市柳原町一丁目143番1号ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社小清呉服店
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ツルハ
 - イ 株式会社キャンドウ
 - ウ モバイルコミュニケーションズ株式会社
 - エ 株式会社キタムラ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年7月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,518平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 59台
 - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 44台
- (8) 荷さばき施設の面積 50平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 9立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ツルハ
 - (ア) 開店時刻 午前6時
 - (イ) 閉店時刻 午前0時
 - イ 株式会社キャンドウ
 - (ア) 開店時刻 午前6時
 - (イ) 閉店時刻 午前0時
 - ウ モバイルコミュニケーションズ株式会社
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後8時
 - エ 株式会社キタムラ
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後8時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前5時45分から翌日午前0時15分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成27年11月27日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所